

## 学校感染症による出席停止について

2013年3月改訂

学校では、下記の感染症を「学校感染症」として、学校保健安全法に基づき「出席停止」の措置をとらせていただきます。この措置は、お子さんに十分な休養をあたえ早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものです。医師が感染の恐れがないと認めるまでの間は「出席停止」の扱いとなり、欠席とはなりません。医師の指示に従いご家庭で十分休んでください。診断がつきましたら、必ず学校にお知らせ下さい。

医師から登校許可が出ましたら、学校で配布する「治癒証明書」に記入してもらい、登校を始める日に担任に提出してください。

### \*出席停止を必要とする感染症と出席停止期間のめやす（学校保健安全法施行規則による）

	病名	停止期間
第一種	エボラ出血熱 など	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が取れるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 など	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 （溶連菌感染症、手足口病、 ノロウイルス感染症 など）	症状に応じて出席停止の必要を医師が判断し、 感染の恐れがないと認めるまで

\*「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する  
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなします。